第32号議案

東京都台東区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年3月26日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、保険料率を改定する等のため提出します。

東京都台東区国民健康保険条例(昭和34年11月台東区条例 第16号)の一部を次のように改正する。

第14条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条 中「一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者 等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以 下同じ。) に係る」を削り、同条第1号イ中「(一般被保険者に係 るものに限る。)」を削り、同号ロ中「第22条」を「第7条」に 改め、「が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、都Ⅰ を削り、同号へ中「(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費 用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額 並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、 療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び 高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに都が行う国民 健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付 に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担 する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納 付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)」を 削り、同条第2号ロ中「第22条」を「第7条」に改め、同号ハ を次のように改める。

ハ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

第14条の3第2号二中「法附則第9条第1項の規定により読

み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)」 を削る。

第14条の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改める。

第15条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に、「同法第12条第5項」を「外国居住者等所得相互免除法第12条第5項」に、「同法第8条第4項(同法」を「外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法」に改める。

第15条の4の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「100分の7.17(一般被保険者に係る」を「100分の8.69(」に、「一般被保険者に係る賦課期日」を「被保険者に係る賦課期日」に改め、同条第2号中「4万5,000円(一般被保険者に係る」を「4万9,100円(」に、「一般被保険者の数」を「被保険者の数」に改める。

第15条の5から第15条の8までを次のように改める。

第15条の5から第15条の7まで 削除

(基礎賦課限度額)

第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、65万円を超える ことができない。

第15条の9の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であつて、都が行う国民

健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号イ中「第22条」を「第7条」に改め、同号ロ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条の10の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同 条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の11の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同 条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の12の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「100分の2.42(一般被保険者に係る」を「100分の2.80(」に、「一般被保険者に係る賦課期日」を「被保険者に係る賦課期日」に改め、同条第2号中「1万5,100円(一般被保険者に係る」を「1万6,500円(」に、「一般被保険者の数」を「被保険者の数」に改める。

第15条の13から第15条の16までを次のように改める。 第15条の13から第15条の15まで 削除

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の16 第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額は、 24万円を超えることができない。

第16条第2号イ中「第22条」を「第7条」に改め、同号ロ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第16条の4第1号中「100分の1.99」を「100分の2.19」に、「100分の56」を「100分の58」に改め、同条第2号中「1万6,200円」を「1万6,500円」に、「100分の44」を「100分の42」に改める。

第19条中「若しくは第15条の5」及び「若しくは第15条 の13」を削る。

第19条の2中「又は第15条の5」及び「又は第15条の13」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第1号イ中「3万1,500円」を「3万4,370円」に改め、同号ロ中「1万570円」を「1万1,550円」に改め、同号ハ中「1万1,340円」を「1万1,550円」に改め、同条第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同号イ中「2万2,500円」を「2万4,550円」に改め、同号ロ中「7,550円」を「2万4,550円」に改め、同号ロ中「7,550円」を「8,250円」に改め、同号ハ中「8,100円」を「8,250円」に改め、同条第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改め、同号イ中「9,000円」を「9,820円」に改め、同号ロ中「3,020円」を「3,300円」に改め、同号ハ中「3,240円」を「3,300円」に改める。

第19条の4第1号イ中「6,750円」を「7,365円」に改め、同号ロ中「1万1,250円」を「1万2,275円」に改め、同号ハ中「1万8,000円」を「1万9,640円」に改め、同号二中「2万2,500円」を「2万4,550円」に改め、同条第2号イ中「2,265円」を「2,475円」に改め、同号ロ中「3,775円」を「4,125円」に改め、同号ハ中「6,040円」を「6,600円」に改め、同号二中「7,550円」を「8,250円」に改める。

第19条の5第2項中「に規定する保険料額」を「各号に定めるところにより算定した額」に改める。

付則第5条及び第6条を次のように改める。

第5条及び第6条 削除

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の東京都台東区国民健康保険条例第1 5条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、 第19条の2及び第19条の4の規定は、令和6年度以後の年 度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険 料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の東京都台東区国民健康保険条例(以下「旧条例」という。)付則第5条の規定は、平成23年度及び 平成24年度分の保険料については、なおその効力を有する。
- 4 旧条例付則第6条の規定は、平成25年度及び平成26年度 分の保険料については、なおその効力を有する。